

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公開番号】特開2011-193523(P2011-193523A)

【公開日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2011-039

【出願番号】特願2011-111837(P2011-111837)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 N 5/765 (2006.01)

H 04 N 5/76 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 N 5/91 L

H 04 N 5/76 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月18日(2011.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

番組リスト項目および他の番組ガイドデータは典型的には、衛星アップリンク設備により、多数のケーブルシステムヘッドエンドへと提供される。各ヘッドエンドは、その番組ガイドデータを多数のユーザへと配信する。双方向テレビ番組ガイドは典型的には、ユーザのセットトップボックス上で実現される。電子テレビ番組ガイドについては、例えば、1996年12月19日に公開された、KneeらによるPCT特許出願公開番号第WO 96/41478号に記載がある。セットトップボックスは典型的には、ユーザのテレビとビデオカセットレコーダとに接続される。ユーザが番組を録画することを可能にする番組ガイドシステムについては、例えば、1997年9月5日に出願された、Elliottによる米国特許出願第08/924,239号に記載がある。本明細書中、同出願の全体を参考のため援用する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

ビデオオンデマンド(VOD)システムもまた開発されている。このようなシステムは典型的には、ヘッドエンドが配信する番組を全て録画するか、または番組のうち選択された一部(subset)のみを録画する。前者のアプローチの場合、ユーザが所望する可能性のある映像を全て確実に利用可能とするためには、サーバに膨大な格納容量が必要となる。後者のアプローチの場合、ユーザが視聴できるのは、ヘッドエンドのオペレータが録画を決定した番組のみに限られる。音声信号および映像信号を格納し、転送するシステムについては、例えば、1995年2月9日に公開された、BuhrlaによるPCT特

許出願公開番号第 WO 95 / 04431 A2 号に記載がある。ユーザが電子番組ガイドを用いて番組にオンデマンドでアクセスすることを可能にするシステムについては、例えば、1998年5月12日に発行された、Girardらによる米国特許第 5,751,282 号に記載がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

「Your Choice TV」という名称で知られているケーブルテレビシステムでは、以前放送されたテレビ番組が一連のテレビ専用チャンネル上で再放送される。視聴者は、番組の再放送を少額の負担で注文することができる。しかし、再放送は予め決められた時間に放送されるため、視聴者にとって都合が良くない可能性がある。また、どの番組を録画するのかを決定するのはケーブルシステムのオペレータであるため、所望する番組が視聴者にとって利用不可能である場合もあり得る。インターネットにアクセス可能なテレビシステムは、例えば、1998年4月23日に公開されたMacRaeらのPCT特許出願公開番号WO98/17064に記載される。